

平成26年8月26日

## 「和解案提示理由補充書」についての弁護団コメント

浪江町支援弁護団

代表 弁護士 日置 雅 晴

事務局長 弁護士 濱野 泰 嘉

仲介委員は、東電の拒否回答について、東電が和解案の内容を正しく理解していないとして、あらためて和解案の内容を説明する「和解案提示理由補充書」を出しました。

補充書では、意見陳述や現地調査の内容を丹念に拾い上げながら、仲介委員が、申立人らの精神的苦痛の増大を認めた和解案の内容に「確信」を得ていると、書き綴っています。

また、原発事故において多数の被害者が発生するのは当然であり、浪江町集団申立のような集団的和解が必要であると述べた上で、それに応じない東電は「被災者の保護を図ることを目的とする原賠法の下、原子力事業者…が負うべき責務や社会的期待に反する」と強く批判しています。

今回の補充書は、あらためて浪江町集団申立とその和解案の正当性を明らかにしたものとと言えます。

私たちは、東電が一日も早く和解案を受諾するように求めます。

以上